

【提出書類チェックリスト】

①全ての方が必要な書類

- 子どものための教育・保育給付支給認定（変更）申請書
- 「マイナンバー届出書」
- マイナンバーのわかるもの
- 本人確認ができるもの

※転入予定の場合

- 「転入に関する申立書」
- 入園希望月の前月末日までに菰野町へ転入されることが確認できる書類
(転入先住居の賃貸契約書・売買契約書等の写し)

②保育園(部)を希望する方が必要な書類

*様式および記入例は、菰野町ウェブサイトからダウンロードできます。

*きょうだいで同時に申請を行う場合は、一番上のお子さんに原本を、下のお子さんにコピーをそれぞれ添付してください。

父 保育の必要性を証明する書類（入園のごあんない冊子P11をご確認ください。）

- 就労証明書
- 自営証明（確定申告写し（申告書の第一表及び第二表））
※給与明細など収入のわかる書類の写し可（これから起業する場合のみ開業届出書や営業許可書など可）
- 内職申告(証明)書
- 診断書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
- 介護・看護に関する申告（証明）書
- 学生証(在学証明書)の写しまたは受講の証明ができる書類
- カリキュラム等受講状況を証明する書類（趣味講座や通信教育は除く）
- 求職活動申立書

母 保育の必要性を証明する書類（入園のごあんない冊子P11をご確認ください。）

- 就労証明書
- 自営証明（確定申告写し（申告書の第一表及び第二表））
※給与明細など収入のわかる書類の写し可（これから起業する場合のみ開業届出書や営業許可書など可）
- 内職申告(証明)書
- 母子手帳の写し（表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ）
- 診断書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
- 介護・看護に関する申告（証明）書
- 学生証(在学証明書)の写しまたは受講の証明ができる書類
- カリキュラム等受講状況を証明する書類（趣味講座や通信教育は除く）
- 求職活動申立書

※きょうだいが同時に入所を希望する場合

- 「【きょうだい同時入所希望者用】保育施設入所希望届

※65歳未満の祖父母(昭和35年4月2日以降に生まれた方)が同一地番にいる場合

祖父 保育の必要性を証明する書類
(就労証明書、給与明細の写し、診断書、介護申立書、障害者手帳など)

祖母 保育の必要性を証明する書類
(就労証明書、給与明細の写し、診断書、介護申立書、障害者手帳など)

提出時に不備があった場合の再提出分については、

一次利用調整は、令和6年10月11日（金）までに提出された書類で選考します。

二次利用調整以降は各申請期限までに提出された書類で選考します。